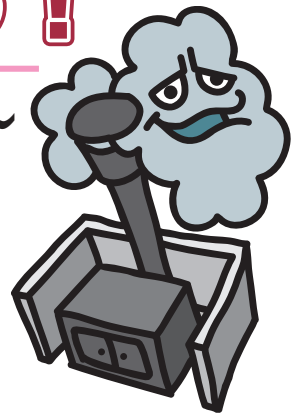


野外焼却はやめましょう！



～その煙、ご近所の迷惑になっていませんか～

家庭から出たゴミ、事業所から出たゴミなどゴミの種類にかかわらず、野外での焼却は禁止されています。ゴミを処分する場合は、一般家庭であればごみステーションへ出す、事業所であれば業者へ委託するなどして、野外焼却は絶対にやめましょう。

また、平成16年5月18日から罰則が強化されました。

[改正前] 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれらの併科

[改正後] 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれらの併科

野外焼却 Q&A

Q ドラム缶や穴を掘って焼却できますか。

A 適正な処理(処理基準に従った焼却炉による焼却)ではないので禁止されています。

Q 焼却炉であれば焼却してもよいのですか。

A 平成14年12月から、新処理基準に従った焼却炉でなければ焼却できなくなりました。新処理基準とは、ゴミを投入する際に外気と遮断されている(二重扉など)構造になっていることや燃焼室が800℃以上に保たれていることなどです。

Q 農業者や漁業者の行う廃棄物の焼却はすべてよいのですか。

A マルチング用ビニール、魚網など資材類の焼却は禁止されています。

Q たき火とはどのような行為ですか。また、軽微とはどの程度ですか。

A たき火とは落葉などの少量の焼却です。また、軽微とは近隣から苦情がこない程度の行為です。

Q 例外であればいつでも焼却してよいのですか。

A 風のない日(時間帯)を選ぶなど、何回かに小分けにするなど近隣に配慮しなければなりません。特に周辺に住宅がある場合は、連絡するなどしましょう。

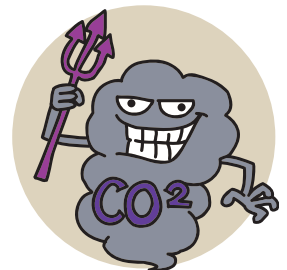
野外焼却は何でだめなの？

ものを燃やすと、さまざまな大気汚染物質が発生します。

工場・事業所に限らず一般の家庭でも簡易焼却炉やドラム缶でゴミを焼却しているケースが見受けられますが、このような行為は、温室効果ガスの二酸化炭素を発生させ、更には、ダイオキシン類を発生させる原因ともなります。

また、**住宅密集地域でゴミを安易に焼却すると、近所の方々が、煙、すす、臭いにより洗濯物やふとんが汚れたり、煙が目にしみたり、気分が悪くなるなどの被害が起こる場合が少なくありません。**

このため、一人ひとりがゴミの量を少なくしたり、資源回収やリサイクルなどの焼却以外の方法で処分したりする等、環境や近隣の方々のことを考え、行動することが求められています。



野外焼却禁止の例外

以下のようなものは「罰則を伴う焼却禁止」の例外として扱われています。

- ・ 国または地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・ 災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・ 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(水田での稲わらの焼却、土壌改良のための焼畑、魚網に付着した海産物の焼却など)
- ・ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(「どんと焼き」など)
- ・ たき火など廃棄物の焼却であって軽微なもの(たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の軽微な焼却)